

一 問題の概要

本問は、会社法 210 条に定める募集株式の発行等の差止事由のうち 1 号（募集株式の発行等の法令定款違反）の有無を問うものである。

※なお、本問では本件新株発行が著しく不公正であるかどうかについては問題から除外している（事実 11 を参照）。やや不自然な作問ではあるが、解答時間が 80 分であること、また非公開会社において株主総会により募集株式の発行等を定めた場合にもなお著しい不公正と言える場合があるのかという応用的な問題が生じるため、難度が上がることで本講座の趣旨に合致しなくなると考えられることから、解答の範囲を限定したものである。

この点に関連して、京都地決平成 30 年 3 月 28 日金判 1541 号 51 頁はついて触れておく。この決定は、公開会社において支配権争いがある状況下で有利発行を行うに際して株主総会の特別決議を経たケースである。同決定は「株主は、取締役から、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由について説明を受けたとはいえないから、たとえ本件新株発行に係る議案について特別決議が可決されたとしても、株主が議決権行使するにあたってその判断の正当性を失わせるような瑕疵があったといわざるを得ず、…支配権維持の目的による不公正性を阻却することにはならない」と述べている。この判示からは、もし当該決議にそのような説明義務違反などがなければ、特別決議によって不公正性が阻却される可能性があることを示唆しているともいえる（これに関連して、会社法コンメンタール 5 巻 128 頁〔洲崎博史〕は、非公開会社において株主総会の特別決議を経ている場合には、たとえ当該募集株式の発行等が支配権維持目的であっても不公正発行には該当しない、とする）。もし本問のような事例が実際に生じた場合には、X 社が著しい不公正を主張して差止めを求めることは当然考えられる事態であるので、時間のあるときにでも考えてみてほしい。

二 新株発行における手続きの法令違反—本件決議の瑕疵

1 X 社が主張する差止事由は、本件新株発行の手続きが法令に違反すること（210 条 1 号）である。具体的には、本件新株発行を定める株主総会決議（本件決議）に取り消しうべき瑕疵があることが法令違反に該当する、という主張をすることになる。

なお、本問で X 社が差止めの仮処分を申し立てた時点では本件決議はまだ取り消され

ておらず、決議はまだ有効であるから、これに基づいて行う新株の発行については差止事由がないようにも思える。しかしそのように解すると、決議に取消しうべき瑕疵がある場合に募集株式の発行等を差し止めることが事実上不可能になってしまう。そのため、210 条の差止事由の判断に際しては決議取消事由が存在することが認められればよく、現に決議が取り消されている必要はないと解される（会社法コンメンタール 5 巻 108 頁〔洲崎博史〕）。

2 では、何が本件決議の瑕疵となるのか。本件決議については、X 社が自己の有する議決権の数を 5000 個と主張していた。ところが Y 社は X 社の議決権を 4000 個であるとし、X 社が B から取得した株式にかかる議決権 1000 個分についてその行使を認めなかった。X 社の主張が正しいなら、Y 社の措置は株主に対して保有する株式に応じて議決権を与えることを定めた 308 条 1 項に反するから、本件決議にはその決議の方法に法令違反があることになる。

3 もっとも、本件総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日は令和 2 年 3 月 31 日であり、その時点では B 保有の株式について X 社への名義書換はされていない。それゆえ、130 条 1 項に照らせば X 社は Y 社に対して株式の取得を対抗できないようにも見える。ところが、本問では基準日前に X が B と共同して本件申請書を提出したのに対し、Y 社が届出印との相違を理由にして名義書換を拒絶したところ、X は印影の相違により本件申請書を拒絶したことについて不当であると抗議している。そこで、Y 社が本件申請書を拒絶したことが名義書換えの不当な拒絶であり、それゆえ現に株主名簿記載事項が書き換えられていなくても株式の譲受人がその株式の取得を会社に対して対抗できる場合に該当するかどうかの問題となる。

三 本件申請書の適式性

1 本件申請書の適式性を考えるにあたり、まずは名義書換えの申請に関する定款の規定を整理してみよう。Y 社定款 8 条では、名義書換えに際しては譲渡人と譲受人が Y 社の定める書式により行うべきものとされているが、そこでは記名押印が求められている。そして定款 10 条 2 項によれば、定款に基づいて書面を提出する場合には、同条 1 項により届け出た印鑑を押印しなければならない。

そこで本問で X 社が定款の定めに従っているかを見てみると、X 社は Y 社に対して旧印影を届け出ており、現行印影に変更していない。本件申請書には届出印である旧印影ではなく現行印影が押印されているから、この事実を見れば X 社らが提出した本件申請書は適式ではないということになる。

2 他方で、事実 3 において、X 社が Y 社に提出する委任状について旧印影ではなく現行

印影が押捺されていたにもかかわらず、Y 社がそのことを問題とせずに議決権の代理行使を認めてきた事実が示されている。それゆえ X 社からしてみれば Y 社は現行印影を許容していたと考えても無理らしからぬところであり、X 社の主張もここに重点を置くことになるだろう。

3 以上を踏まえたうえで、本件申請書を適式であると認めるかどうかについては、どちらの結論もありうる。その判断に当たっては、定款 10 条 1 項が印鑑の届出を求め、同条 2 項が提出書類について届出印の押印を求めることがどのような趣旨に基づくと考えられるかが一つのポイントなるだろう（本人性の確認の便宜のため、といったことが考えられる）。また過去の株主総会における委任状への現行印影の押捺を Y 社が見逃していた事実をどのように評価すべきかも、大きなポイントとなろう（過去に現行印影による書類提出を認めていた以上は事実上印影の変更の申請があり Y 社もこれを認めていたと同視する、という考え方もありえよう。あるいは、過去に現行印影による書類の提出を認めていた以上、現行印影を用いてもよいのだという信頼が X 社に生じていたといえるから、Y 社がのちにこれを覆すことは信義則上許されない、という立論もあるかもしれない。さらには、委任状と名義書換申請書類とは押印により本人確認をすることの重要性が異なるから、過去に委任状で押印を認めていたとしても名義書換で異なる取扱いをすることも許されるのだ、という考え方もありうる）。定款のルールを確認し、その趣旨を推量するとともに、実際の運用をそれらのルールとどのように整合的に説明するかが解答の鍵になると考えられる。

四 裁量棄却の可否

もし本件申請書が適式であると判断するのであれば、Y 社は少なくとも過失により名義書換えを拒んだことになるので X 社は名義書換えがなくても株式の譲渡による取得を Y 社に対して対抗できることになる。とすれば、B から取得した株式にかかる議決権について X 社にその行使を認めなかった措置は 308 条 1 項に違反することになる。

もっとも Y 社は、裁量棄却（831 条 2 項）の主張をすることが考えられる。これについては、単に X 社の議決権数が違うだけであるならば、票数の数え間違いと同様の瑕疵に過ぎず、株主の参加が阻まれているわけではないから、裁量棄却をするための要件の 1 つである「その瑕疵が重大でないこと」の要件は満たすと考えられる。しかし、本件決議の場合、もし X 社の議決権が 1000 個増えた場合には出席議決権が 15500 個となり、決議に賛成した議決権 10000 個では出席議決権の 3 分の 2 に達しないことになると考えられるから、「決議の結果に影響を及ぼさない」というもう 1 つの要件を満たさない。それゆえ、裁量棄却は認められないと考えられる。

五 その他

なお、本問の Y 社は公開会社ではない株式会社であるが、定款 7 条 2 項により株主間での株式の譲渡に際しては譲渡による取得への承諾が擬制されており（なお 107 条 2 項 1 号ロも参照）、X 社が Y 社取締役会の承認を改めて得ることなく株主名簿記載事項の記載を請求することができる（133 条 1 項、134 条 1 号）。それゆえ、譲渡に際して Y 社の承諾を得ていないことは問題とならないことに留意する必要がある。

以上